

令和7年3月25日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 村田

衛生統計第二係（内線 7512）

（代表番号） 03（5253） 1111

（直通番号） 03（3595） 2919

令和5年度地域保健・健康増進事業報告の概況

目次

	頁
I 地域保健・健康増進事業報告の概要	1
II 結果の概要	2
地域保健編	
1 母子保健（こども家庭庁所管）	2
2 健康増進	5
3 歯科保健	5
4 精神保健福祉	6
5 エイズ	7
6 予防接種	8
7 職員の配置状況	9
健康増進編	
1 健康診査	11
2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診	12
3 健康教育	13
4 健康相談	13
5 訪問指導	14
6 がん検診	14
7 肝炎ウイルス検診	16
III 統計表	17
IV 用語の解説	23

令和5年度地域保健・健康増進事業報告の結果は、厚生労働省ホームページにも掲載しています。

URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/32-19.html>)

I 地域保健・健康増進事業報告の概要

1 報告の目的

地域保健・健康増進事業報告は、地域住民の健康の保持及び増進を目的とした地域の特性に応じた保健施策の展開等を実施主体である保健所及び市区町村ごとに把握し、国及び地方公共団体の地域保健施策の効率的・効果的な推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 報告の対象

全国の保健所及び市区町村

3 報告の種類

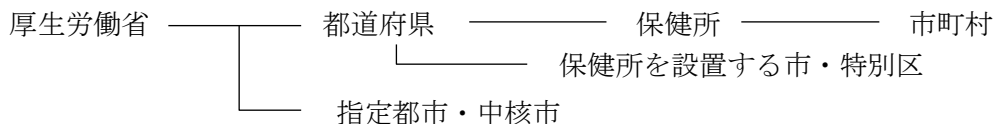
年度報（134表）とする。

4 主な報告事項

- (1) 地域保健事業（地域保健法、母子保健法、予防接種法 等）
母子保健、健康増進、歯科保健、精神保健福祉、職員の配置状況 等
- (2) 健康増進事業（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）
健康診査、訪問指導、がん検診 等

5 報告の方法及び系統

- (1) 都道府県知事、指定都市及び中核市の長は、所定の報告事項について定められた期限までに、オンラインにより厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）に報告する。
- (2) 報告の系統は次のとおりである。



6 利用上の注意

- (1) 地域保健・健康増進事業報告の事業の実施主体は、地域保健事業は「保健所」「市区町村」であり、健康増進事業は「市区町村」である。
- (2) 本概況において、「政令市」とは保健所を設置する市、「特別区」とは東京都区部である。
- (3) 本概況の人口10万対の値の算出に用いた人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和6年1月1日現在）」による。
- (4) 表章記号の規約

計数のない場合	—
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
統計項目があり得ない場合	・

- (5) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

II 結果の概要

地域保健編

1 母子保健（こども家庭庁所管）

(1) 妊娠届出の状況

令和5年度に市区町村へ妊娠の届出をした者は750,992人で、妊娠週（月）数別にみると、「満11週以内（第3月以内）」に届出をした者が709,740人（構成割合94.5%）と最も多くなっている（表1、統計表1）。

表1 妊娠週（月）数別妊娠届出者数の年次推移

（単位：人）

		令和元年度 (2019)	構成割合 (%)	2年度 (’20)	構成割合 (%)	3年度 (’21)	構成割合 (%)	4年度 (’22)	構成割合 (%)	5年度 (’23)	構成割合 (%)
総 数		914 183	100.0	867 510	100.0	831 824	100.0	790 417	100.0	750 992	100.0
妊 娠 週 （ 月 ） 数	満11週以内 （第3月以内）	854 568	93.5	820 361	94.6	788 671	94.8	746 355	94.4	709 740	94.5
	満12～19週 （第4～5月）	45 318	5.0	36 429	4.2	33 737	4.1	34 061	4.3	31 514	4.2
	満20～27週 （第6～7月）	6 482	0.7	4 952	0.6	4 469	0.5	4 632	0.6	4 694	0.6
	満28週～分娩まで （第8月～分娩まで）	3 769	0.4	3 038	0.4	2 612	0.3	2 580	0.3	2 599	0.3
	分娩後	1 940	0.2	1 422	0.2	1 185	0.1	1 571	0.2	1 594	0.2
	不 詳	2 106	0.2	1 308	0.2	1 150	0.1	1 218	0.2	851	0.1

(2) 妊産婦の健康診査の実施状況

令和5年度に市区町村が実施した妊産婦の一般健康診査の受診実人員は、「妊婦」956,635人、「産婦」542,095人となっている。

令和元年度から令和5年度の一般健康診査の受診実人員の年次推移をみると、平成29年度より国庫補助が行われ、実施市区町村が増えている「産婦」の健康診査については増加している。（表2）

表2 妊産婦の健康診査の年次推移

（単位：人）

		令和元年度 (2019)	2年度 (’20)	3年度 (’21)	4年度 (’22)	5年度 (’23)
妊 婦	一般健康診査受診実人員	1 145 818	1 094 937	1 058 415	1 001 298	956 635
	精密健康診査受診実人員	10 787	11 795	11 667	11 443	10 920
産 婦	一般健康診査受診実人員	413 541	455 705	502 874	529 819	542 095
	精密健康診査受診実人員	74	85	115	186	202

(3) 乳幼児の健康診査の実施状況

令和5年度に市区町村が実施した乳児の一般健康診査の受診実人員は、「3～5か月」が735,706人と最も多く、受診率は96.1%となっている(表3)。

令和5年度に市区町村が実施した幼児の一般健康診査の受診実人員は、「1歳6か月」782,952人、「3歳」840,352人となっている。受診率は、「1歳6か月」96.9%、「3歳」96.0%となっている(表4)。

表3 乳児の健康診査の年次推移

(単位:人)

		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	
乳 児	1～2か月	一般健康診査受診実人員	229 614	222 648	220 958	208 798	202 245
		受診率 ¹⁾ (%)	87.6	86.1	88.6	88.0	88.6
		精密健康診査受診実人員	1 239	1 245	1 247	1 196	1 103
	3～5か月	一般健康診査受診実人員	856 911	848 634	807 451	777 472	735 706
		受診率 ¹⁾ (%)	95.4	94.0	95.4	96.1	96.1
		精密健康診査受診実人員	23 726	21 863	22 915	23 241	23 464
6～8か月	一般健康診査受診実人員	336 210	317 587	304 135	293 534	275 751	
	受診率 ¹⁾ (%)	86.2	83.7	84.3	84.9	85.4	
	精密健康診査受診実人員	1 431	1 294	1 305	1 363	1 460	
	一般健康診査受診実人員	663 642	627 726	595 199	593 128	559 552	
9～12か月	受診率 ¹⁾ (%)	85.7	84.3	85.0	86.1	86.2	
	精密健康診査受診実人員	4 857	4 065	4 219	4 367	4 538	

注: 1) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

表4 幼児の健康診査の年次推移

(単位:人)

		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	
幼 児	1歳6か月 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	887 583	893 980	838 719	819 139	782 952
		受診率 ²⁾ (%)	95.7	95.2	95.2	96.3	96.9
		精密健康診査受診実人員	14 758	13 716	14 374	14 912	14 973
	3歳 ¹⁾	一般健康診査受診実人員	919 593	912 554	899 006	875 482	840 352
		受診率 ²⁾ (%)	94.6	94.5	94.6	95.7	96.0
		精密健康診査受診実人員	66 831	65 030	70 308	77 698	84 541
	4～6歳	一般健康診査受診実人員	45 308	42 330	40 363	41 138	39 888
		受診率 ²⁾ (%)	83.0	81.0	80.5	82.9	83.7
		精密健康診査受診実人員	2 443	2 351	2 562	2 596	2 656
	その他	一般健康診査受診実人員	50 045	41 330	43 713	43 861	39 902
		精密健康診査受診実人員	812	731	819	740	703

注: 1) 「1歳6か月」及び「3歳」は法定の健康診査である。

2) 受診率=(一般健康診査受診実人員/健康診査対象人員)×100(計数が不詳の市区町村を除いた値である。)

(4) 妊産婦・乳幼児の保健指導・訪問指導の実施状況

令和5年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の保健指導の被指導実人員は、「妊婦」811,574人、「産婦」304,540人、「乳児」555,726人、「幼児」745,020人となっている(表5)。

令和5年度に保健所及び市区町村が実施した妊産婦・乳幼児の訪問指導の被指導実人員は、「産婦」645,198人が最も多く、次いで「乳児」513,876人となっている(表6)。

表5 妊産婦・乳幼児保健指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
妊 婦	870 532	837 299	813 733	795 462	811 574
産 婦	275 900	218 711	233 304	270 465	304 540
乳 児	669 481	495 149	511 400	546 020	555 726
幼 児	804 074	680 151	695 510	734 044	745 020

表6 妊産婦・乳幼児訪問指導の年次推移

(単位:人)

	被指導実人員				
	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
妊 婦	38 367	36 981	34 362	35 070	43 173
産 婦	707 902	648 316	636 071	634 183	645 198
新 生 児 ¹⁾	210 267	185 893	185 719	170 530	184 301
未 熟 児	44 940	40 184	40 506	40 303	40 880
乳 児 ²⁾	565 005	532 934	513 885	513 547	513 876
幼 児	144 001	129 398	115 378	114 309	112 783

注: 1) 「新生児」は未熟児を除く。

2) 「乳児」は新生児・未熟児を除く。

2 健康増進

令和5年度に保健所及び市区町村が実施した健康増進関係事業の被指導延人員は5,237,873人で、そのうち「栄養指導」が3,221,917人と最も多く、次いで「運動指導」が1,120,032人となっている(表7)。

指導対象区分別にみると、「栄養指導」では「乳幼児」が1,748,562人と多く、「運動指導」では「20歳以上」が1,069,777人と多くなっている(表8)。

表7 健康増進関係事業の指導内容の年次推移

(単位:人)

	被指導延人員				
	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
総数	7 213 814	3 496 273	3 681 496	4 559 278	5 237 873
栄養指導	4 567 394	2 210 957	2 379 453	2 837 472	3 221 917
運動指導	1 459 420	662 394	660 225	959 523	1 120 032
休養指導	121 665	73 110	79 857	89 484	98 302
禁煙指導	373 004	203 983	203 725	216 705	234 698
その他	692 331	345 829	358 236	456 094	562 924

表8 健康増進関係事業の指導対象区分別の指導内容

(単位:人)

令和5(2023)年度

	被指導延人員				
	総数	妊産婦	乳幼児	20歳未満 ¹⁾	20歳以上 ²⁾
総数	5 237 873	463 136	1 825 055	301 678	2 648 004
栄養指導	3 221 917	222 457	1 748 562	169 191	1 081 707
運動指導	1 120 032	33 808	・	16 447	1 069 777
休養指導	98 302	52 850	・	8 206	37 246
禁煙指導	234 698	88 940	・	55 243	90 515
その他	562 924	65 081	76 493	52 591	368 759

注:1)「20歳未満」は妊産婦・乳幼児を除く。

2)「20歳以上」は妊産婦を除く。

3 歯科保健

令和5年度に保健所及び市区町村が実施した歯科健診・保健指導等の被指導等延人員は、「歯科健診」3,028,094人、「保健指導」2,834,906人、「予防処置」1,587,124人、「治療」15,418人となっている(表9)。

表9 歯科健診・保健指導等の年次推移

(単位:人)

	被指導等延人員				
	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
歯科健診・保健指導 ¹⁾	4 593 656	3 548 523
歯科健診 ²⁾	3 008 327	3 020 149	3 028 094
保健指導 ²⁾	2 368 289	2 599 995	2 834 906
予防処置	1 972 785	1 143 004	1 631 441	1 583 466	1 587 124
治療	13 365	11 283	13 748	14 761	15 418

注:訪問によるものを除く。

1)令和2年度報告までは、「歯科健診」と「保健指導」の双方を同じ人と同じ日に行った場合、又は、どちらか一方を行った場合は1と計上している。

2)令和3年度報告からは、「歯科健診」と「保健指導」を行った場合、双方に1と計上している。

4 精神保健福祉

令和5年度の保健所及び市区町村における精神保健福祉の相談等延人員は、「相談」874,102人、「デイ・ケア」39,532人、「訪問指導」287,830人、「電話相談」1,688,235人、「メール相談」28,049人となっている（表10）。

「相談」を内容別にみると、「その他」を除き、「社会復帰」が220,111人と最も多くなっている（表11）。

表10 精神保健福祉の相談等の年次推移

（単位：人）

	相談等延人員				
	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
相談 ¹⁾	895 468	825 450	841 204	860 120	874 102
デイ・ケア	64 825	45 194	40 602	41 779	39 532
訪問指導	352 463	310 056	271 924	273 360	287 830
電話相談	1 584 729	1 696 351	1 607 410	1 630 400	1 688 235
メール相談	20 297	20 038	21 563	24 701	28 049

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

表11 精神保健福祉の相談内容の年次推移

（単位：人）

		延人員				
		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
相	談 ¹⁾	895 468	825 450	841 204	860 120	874 102
内 容	老人精神保健	44 530	40 993	41 792	47 000	45 511
	社会復帰	246 144	200 120	200 997	219 193	220 111
	アルコール	34 353	31 566	29 109	28 057	28 675
	薬物	6 164	5 602	5 768	6 014	5 347
	ギャンブル	3 756	3 171	3 829	4 676	5 335
	ゲーム	904	1 646	2 215	1 431	1 245
	思春期	22 664	19 100	24 744	25 026	21 046
	心の健康づくり	150 036	139 851	151 870	150 192	155 429
	うつ・うつ状態	…	25 591	34 218	39 220	45 251
	摂食障害	2 637	2 702	3 855	2 560	2 280
てんかん	5 112	5 417	4 919	3 881	4 548	
その他	379 168	349 691	337 888	332 870	339 324	
2) (再掲)	ひきこもり	42 211	36 998	40 609	41 242	42 926
	発達障害	…	35 825	44 556	51 796	53 072
	自殺関連	23 803	26 070	25 118	25 129	26 191
	(再掲)自死遺族	1 384	1 474	1 699	1 844	1 812
	犯罪被害	707	645	475	433	639
災害	1 734	1 554	489	847	1 396	

注：1)「相談」とは、保健所及び市区町村の窓口で相談を受けた者である。

2)「ひきこもり」～「災害」は「老人精神保健」～「その他」の再掲である。

5 エイズ

令和5年度に保健所が受けたエイズに関する相談件数は、「電話相談」34,602件、「来所相談」44,777件となっている。

保健所が実施したHIV抗体検査のための採血件数は、スクリーニング検査は80,890件、スクリーニング検査後の確認検査においてHIV抗体反応が陽性であったものは149件となっている。
(表12)

表12 エイズに関する相談・検査の年次推移

(単位:件)

		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
相談件数	電話相談	38 881	21 874	21 735	30 682	34 602
	来所相談	71 110	22 149	22 733	31 849	44 777
HIV抗体検査 のための 採血件数	スクリーニング検査	103 082	36 056	38 292	56 575	80 890
	確認検査 ¹⁾	440	193	182	191	227
	陽性件数	238	111	123	121	149
	陽性であった割合 ²⁾ (%)	0.23	0.31	0.32	0.21	0.18

注：1)「確認検査」とは、スクリーニング検査でHIV抗体反応が陽性・疑陽性であった者に対して行う検査である。

2)陽性であった割合=(確認検査の陽性件数/スクリーニング検査件数)×100

6 予防接種

令和5年度に市区町村が実施した定期の予防接種の接種者数は、「インフルエンザワクチン」が19,685,944人となっている。

また、「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」の「2価・4価」1回目で30,112人、2回目で74,005人、第3回で169,722人、「9価」1回目で629,063人、2回目で433,815人、3回目で260,380人となっている。

令和元年度から令和5年度の定期の予防接種の接種者数の年次推移をみると、「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」については、令和4年度から積極的勧奨が再開されるとともにキャッチアップ接種も行われており増加している。（表13）

表13 定期の予防接種の接種者数の年次推移

（単位：人）

			令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン (DPT)	第1期	初回接種	606	107	115	81	92
		第1回	633	98	118	83	98
		第2回	655	110	107	87	115
		第3回	248	215	262	259	312
沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド (DT)	第1期	初回接種	6	3	9	5	6
		第1回	11	4	8	1	7
		第2回	26	-	6	2	12
		追加接種	852 062	914 474	821 763	779 668	777 608
不活化ポリオワクチン (IPV)	初回接種	第1回	85	83	99	76	91
		第2回	161	59	93	80	86
		第3回	249	89	110	87	96
		追加接種	1 951	660	549	526	449
沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン (DPT-IPV)	第1期	初回接種	881 417	857 069	815 570	776 640	787 952
		第1回	889 081	868 549	816 900	778 248	798 098
		第2回	894 620	877 733	816 248	776 781	806 568
		第3回	935 162	938 948	834 142	763 052	758 768
日本脳炎ワクチン	第1期	初回接種	1 118 488	1 118 107	780 325	927 384	845 748
		第1回	1 127 566	1 145 747	782 711	893 160	824 939
		第2回	1 169 482	1 091 820	502 199	1 166 185	865 647
		追加接種	1 137 460	1 150 454	468 636	1 276 485	1 059 051
ヒブワクチン		第1回	875 258	851 081	818 613	772 619	729 427
		第2回	863 790	872 061	812 750	774 931	731 828
		第3回	854 881	888 312	811 687	772 250	733 257
		第4回	866 106	939 313	816 086	782 647	749 276
小児用肺炎球菌ワクチン		第1回	880 314	847 164	818 397	772 696	728 660
		第2回	881 497	857 214	813 293	775 446	732 202
		第3回	883 367	864 177	812 212	773 117	733 661
		第4回	904 067	903 324	810 692	782 539	749 005
ヒトパピローマウイルス (HPV) ワクチン 1)	2価・4価	第1回	17 297	83 735	198 474	540 681	30 112
		第2回	13 571	61 266	182 463	476 322	74 005
		第3回	9 701	37 556	139 014	336 762	169 722
	9価	第1回	629 063
		第2回	433 815
		第3回	260 380
水痘ワクチン		第1回	906 739	893 542	811 920	790 735	760 371
		第2回	862 389	894 875	789 291	712 490	715 664
B型肝炎ワクチン		第1回	870 662	845 156	813 711	766 076	724 033
		第2回	872 752	856 795	809 608	769 332	727 061
		第3回	854 998	856 720	791 139	752 615	720 535
ロタウイルスワクチン 2)	1価	第1回	.	269 916	531 958	506 997	466 398
		第2回	.	223 309	525 541	505 785	465 049
	5価	第1回	.	127 896	266 690	247 383	246 570
		第2回	.	106 074	269 110	247 836	246 658
麻しん・風しんワクチン 3)		第1期	902 057	882 689	808 778	789 902	755 446
		第2期	973 033	968 086	951 195	904 703	874 958
BCGワクチン 5)		総数	879 939	872 292	807 784	777 766	734 906
		5月未満	46 208	46 622	41 648	29 078	32 287
		5月以上1歳未満	833 731	825 670	766 136	748 688	702 619
インフルエンザワクチン 5)		総数	18 122 888	23 677 920	20 187 753	20 958 488	19 685 944
		60歳以上65歳未満	26 272	33 684	26 406	25 608	23 329
		65歳以上	18 096 616	23 644 236	20 161 347	20 932 880	19 662 615
成人用肺炎球菌ワクチン 4) 5)		総数	1 090 503	1 215 202	1 059 846	972 704	1 127 807
		60歳以上65歳未満	3 026	3 622	2 010	1 660	3 844
		65歳相当	589 358	634 982	573 964	484 722	546 992
		70歳相当	185 404	215 856	151 689	134 231	171 304
		75歳相当	112 454	111 292	119 298	142 443	173 200
		80歳相当	82 600	110 703	94 003	86 320	106 217
		85歳相当	60 152	73 973	60 447	61 681	61 424
		90歳相当	37 576	44 321	39 188	41 718	43 303
		95歳相当	14 401	17 175	16 173	16 730	18 114
		100歳相当	5 532	3 278	3 074	3 199	3 409

注：1) 「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」は、令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更し、「9価」は令和5年4月1日より定期接種に追加された。

2) 「ロタウイルスワクチン」は、令和2年10月1日より定期接種が開始された。

3) 「麻しん・風しんワクチン」は、「麻しん風しん混合ワクチン」、「麻しんワクチン」、「風しんワクチン」を合わせたものである。

4) 「成人用肺炎球菌ワクチン」は、令和元年度の「100歳相当」には101歳以上の者も含めて計上している。

5) 年齢階級別の計数が不詳の市区町村があるため、総数と年齢階級別の計が一致しない場合がある。

7 職員の配置状況

(1) 常勤職員の配置状況

令和5年度末現在の保健所及び市区町村の地域保健事業に関わる常勤職員の配置状況をみると、「保健師」29,005人が最も多く、「その他」を除き、次いで「管理栄養士」3,929人、「薬剤師」3,259人、「獣医師」2,373人となっている。

相談員、監視員等（再掲）をみると、「医療監視員」9,390人が最も多く、次いで「食品衛生監視員」5,750人、「環境衛生監視員」5,043人となっている。（表14）

表14 職種別にみた常勤職員数の年次推移

(単位:人)

各年度末現在

	令和3年度 (2021)	4年度 ('22)	5年度 ('23)	各年度末現在		
				都道府県が 設置する 保健所	政令市・ ¹⁾ 特別区	政令市・ 特別区 以外の 市町村
合 計	60 998	61 798	61 421	13 738	24 864	22 819
医 師	898	861	847	403	393	51
歯科医師	121	128	115	47	55	13
獣医師	2 457	2 420	2 373	1 111	1 262	-
薬剤師	3 204	3 244	3 259	1 701	1 554	4
理学療法士	134	134	124	16	42	66
作業療法士	93	100	102	25	35	42
歯科衛生士	718	725	736	88	347	301
診療放射線技師	427	409	400	215	170	15
診療エックス線技師	4	1	2	1	-	1
臨床検査技師	670	677	687	458	223	6
衛生検査技師	36	31	29	10	19	-
管理栄養士	4 019	3 939	3 929	721	901	2 307
栄養士	300	411	304	27	63	214
公認心理師	119	154	180	8	76	96
保健師	27 979	28 560	29 005	4 165	9 119	15 721
助産師	272	283	287	14	70	203
看護師	805	820	751	75	181	495
准看護師	70	59	58	1	1	56
その他	18 672	18 842	18 233	4 652	10 353	3 228
(再掲) ²⁾						
精神保健福祉士	772	775	763	266	354	143
精神保健福祉相談員	1 150	1 069	1 149	599	529	21
栄養指導員	1 164	1 183	1 241	641	600	-
食品衛生監視員	5 761	5 765	5 750	2 870	2 880	-
環境衛生監視員	4 898	4 927	5 043	2 760	2 283	-
医療監視員	9 478	9 353	9 390	6 625	2 765	-

注：1)「政令市・特別区」には、設置する保健所を含む。

2)「精神保健福祉士～医療監視員」は、「医師～その他」の再掲である。

(2) 常勤保健師の配置状況

令和5年度末現在の保健所及び市区町村における常勤保健師の配置状況を人口10万人当たりで見ると、「全国」では23.2人で、都道府県別にみると、「島根県」が49.8人と最も多く、次いで「高知県」45.6人、「鳥取県」41.5人となっている（表15、図1、統計表2）。

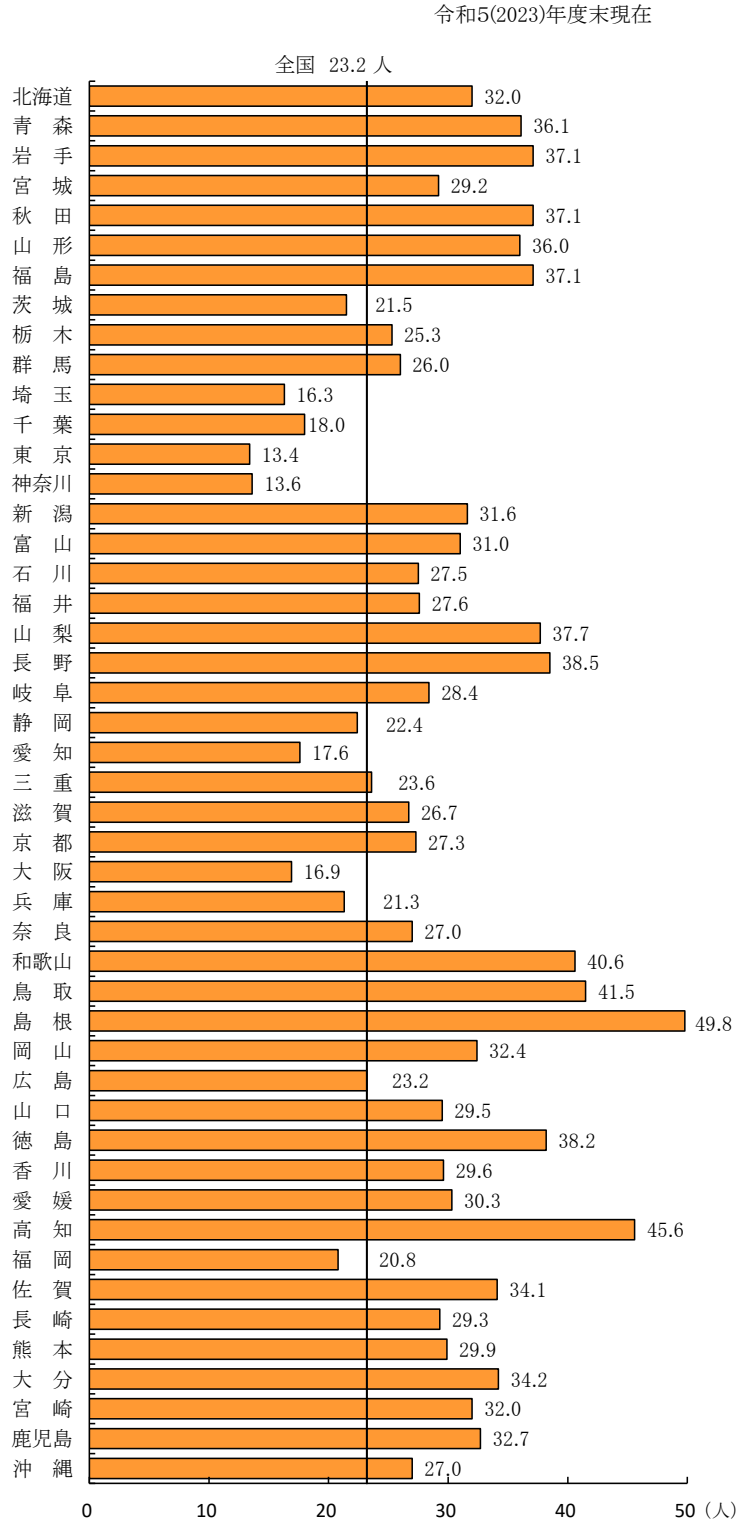
表15 都道府県別にみた常勤保健師数

(単位:人) 令和5(2023)年度末現在

	常勤保健師数	常勤保健師数 ¹⁾ (人口10万対)		
		総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	29 005	23.2	14.9	31.2
北 海 道	1 631	32.0	12.4	52.9
青 森	435	36.1	18.9	47.6
岩 手	435	37.1	17.1	43.4
宮 城	655	29.2	17.4	39.9
秋 田	343	37.1	17.8	46.2
山 形	370	36.0	16.4	41.9
福 島	666	37.1	22.8	51.1
茨 城	616	21.5	11.9	22.5
栃 木	485	25.3	17.3	28.3
群 馬	499	26.0	19.3	29.8
埼 玉	1 204	16.3	13.7	17.8
千 葉	1 135	18.0	13.1	20.4
東 京	1 865	13.4	12.7	15.8
神 奈 川	1 254	13.6	11.9	19.3
新 潟	676	31.6	19.0	38.7
富 山	316	31.0	22.4	36.7
石 川	305	27.5	16.2	35.1
福 井	208	27.6	14.5	34.4
山 梨	304	37.7	24.3	41.7
長 野	781	38.5	21.8	45.5
岐 阜	559	28.4	19.0	30.8
静 岡	809	22.4	18.3	25.3
愛 知	1 320	17.6	12.8	22.7
三 重	415	23.6	13.6	25.7
滋 賀	377	26.7	15.7	30.3
京 都	679	27.3	21.5	34.5
大 阪	1 484	16.9	14.1	23.3
兵 庫	1 156	21.3	17.2	27.6
奈 良	355	27.0	13.7	31.8
和 歌 山	371	40.6	15.7	56.6
鳥 取	224	41.5	29.8	47.4
島 根	324	49.8	29.1	58.7
岡 山	599	32.4	20.7	52.6
広 島	639	23.2	15.8	38.2
山 口	387	29.5	19.0	32.0
徳 島	271	38.2	・	38.2
香 川	281	29.6	18.6	38.4
愛 媛	398	30.3	14.0	40.4
高 知	308	45.6	14.2	73.2
福 岡	1 061	20.8	14.3	28.9
佐 賀	273	34.1	・	34.1
長 崎	378	29.3	19.0	39.3
熊 本	517	29.9	15.9	40.2
大 分	381	34.2	17.3	46.9
宮 崎	339	32.0	16.6	41.3
鹿 児 島	516	32.7	16.6	42.5
沖 縄	401	27.0	18.1	29.4

注: 1) 「常勤保健師数(人口10万対)」は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和6年1月1日現在)」により算出した。

図1 都道府県別にみた常勤保健師数
(人口10万対)



健康増進編

1 健康診査

令和5年度に市区町村が実施した健康診査の受診者数は125,372人で、男59,622人、女65,750人となっている(表1)。

検査結果の状況をみると、「糖尿病個別健康教育対象者(ア)」が42,175人と最も多く、次いで「高血圧症個別健康教育対象者(イ)」36,380人となっている(表2)。

表1 性別にみた健康診査における受診者数の年次推移

(単位:人)

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
総数	125 187	114 415	119 621	123 861	125 372
男	59 392	54 351	56 978	58 693	59 622
女	65 795	60 064	62 643	65 168	65 750

注:1 老人保健法に基づき市区町村が実施していた基本健康診査は、平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律に基づき保険者が実施する特定健康診査と、健康増進法に基づき市区町村が実施する健康診査に分かれた。本報告では市区町村が実施した健康診査について計上している。

2 健康診査の受診者数は、「健康診査」、「訪問健康診査」及び「介護家族訪問健康診査」の受診者数の合計である。

表2 性別にみた健康診査における検査結果の状況

(単位:人)

令和5(2023)年度

	受診者数 ¹⁾	検査結果								
		血 圧		脂質異常		糖 尿 病		貧 血 (疑いを含む。)	肝 疾 患 (疑いを含む。)	腎機能障害 (疑いを含む。)
		高血圧症 個別健康教育 対象者(ア)	高血圧症 個別健康教育 対象者(イ)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(ア)	脂質異常症 個別健康教育 対象者(イ)	糖尿病 個別健康教育 対象者(ア)	糖尿病 個別健康教育 対象者(イ)			
総数	125 372	12 481	36 380	23 468	31 762	42 175	17 199	20 039	18 373	23 482
男	59 622	5 810	18 406	11 553	14 667	19 101	9 734	9 639	10 806	11 456
女	65 750	6 671	17 974	11 915	17 095	23 074	7 465	10 400	7 567	12 026
		受診者数に占める割合(%)								
総数	100.0	10.0	29.0	18.7	25.3	33.6	13.7	16.0	14.7	18.7
男	100.0	9.7	30.9	19.4	24.6	32.0	16.3	16.2	18.1	19.2
女	100.0	10.1	27.3	18.1	26.0	35.1	11.4	15.8	11.5	18.3

注:「個別健康教育対象者(ア)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の発症予防等のため指導が必要な者を行い、「個別健康教育対象者(イ)」は、特定健康診査及び健康増進法に基づく健康診査受診者のうち、検査結果から生活習慣病の重症化予防等のため個別健康教育による指導が有効であると医師が認めた者をいう。

1) 一人の受診者が、複数の検査結果に該当する場合は、それぞれの区分に計上しているため、検査結果の計が受診者数を上回る場合がある。

2 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診

令和5年度に市区町村が実施した歯周疾患検診の受診者数は359,554人、骨粗鬆症検診の受診者数は319,819人となっている。

受診者数に占める各指導区分の割合をみると、「要精検者」は歯周疾患検診64.5%、骨粗鬆症検診16.7%となっており、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診ともに年齢が上がるほど受診者数に占める「要精検者」の割合は高くなっている。(表3)

令和5年度の市区町村における検診実施率は、歯周疾患検診83.6%、骨粗鬆症検診64.2%となっている(表4)。

表3 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施状況

(単位:人)

令和5(2023)年度

		受診者数 ¹⁾	指導区分					
			要精検者		要指導者		異常認めず	
			受診者数に占める割合(%)	受診者数に占める割合(%)	受診者数に占める割合(%)	受診者数に占める割合(%)		
歯周疾患検診	総数	359 554	231 919	64.5	85 776	23.9	38 219	10.6
	40歳	74 712	44 034	58.9	20 892	28.0	8 827	11.8
	50歳	93 459	58 678	62.8	24 118	25.8	9 615	10.3
	60歳	90 585	60 083	66.3	20 771	22.9	8 788	9.7
	70歳	100 798	69 124	68.6	19 995	19.8	10 989	10.9
骨粗鬆症検診 ²⁾	総数	319 819	53 506	16.7	88 221	27.6	177 963	55.6
	40歳	29 310	753	2.6	3 735	12.7	24 821	84.7
	45歳	28 692	828	2.9	3 887	13.5	23 977	83.6
	50歳	46 845	2 134	4.6	7 545	16.1	37 165	79.3
	55歳	45 019	4 866	10.8	11 361	25.2	28 791	64.0
	60歳	50 474	9 750	19.3	17 148	34.0	23 538	46.6
	65歳	54 387	14 136	26.0	20 160	37.1	20 038	36.8
70歳	65 092	21 039	32.3	24 385	37.5	19 633	30.2	

注: 1) 指導区分の計数が不詳の市区町村があるため、受診者数と指導区分の計が一致しない。

2) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

表4 歯周疾患検診・骨粗鬆症検診の実施市区町村数及び検診実施率の年次推移

	歯周疾患検診					骨粗鬆症検診 ³⁾				
	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	(2019)	('20)	('21)	('22)	('23)	(2019)	('20)	('21)	('22)	('23)
実施市区町村数	1 337	1 307	1 379	1 417	1 452	1 081	1 033	1 069	1 095	1 115
検診実施率 ¹⁾ (%)	77.0	75.2	79.4	81.6	83.6	62.2	59.5	61.5	63.0	64.2
全国市区町村数 ²⁾	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737	1 737

注: 1) 検診実施率 = (実施市区町村数 / 全国市区町村数) × 100

2) 「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

3) 「骨粗鬆症検診」の対象者は女性である。

3 健康教育

令和5年度に市区町村が実施した集団健康教育の開催回数は90,279回、参加延人員は1,375,720人となっている。

内容別にみると、開催回数、参加延人員ともに、「一般」が開催回数62,798回、参加延人員981,523人と最も多くなっている。(表5)

表5 集団健康教育の実施状況の年次推移

		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
総数	開催回数 (回)	129 988	64 838	65 493	84 560	90 279
	参加延人数 (人)	2 389 701	825 014	887 228	1 167 438	1 375 720
一般 ¹⁾	開催回数 (回)	91 519	44 039	43 910	57 871	62 798
	参加延人数 (人)	1 678 439	572 377	616 571	811 458	981 523
歯周疾患	開催回数 (回)	5 373	2 370	2 574	3 757	4 218
	参加延人数 (人)	109 957	34 993	37 251	60 355	78 156
ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	開催回数 (回)	15 860	10 547	9 939	12 067	12 072
	参加延人数 (人)	205 716	97 383	92 856	125 578	124 897
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	開催回数 (回)	1 319	360	367	461	472
	参加延人数 (人)	48 759	6 937	7 028	16 625	16 239
病態別 ²⁾	開催回数 (回)	15 702	7 375	8 466	10 125	10 499
	参加延人数 (人)	340 419	110 990	127 497	148 303	169 825
薬 ³⁾	開催回数 (回)	215	147	237	279	220
	参加延人数 (人)	6 411	2 334	6 025	5 119	5 080

注: 1) 「一般」とは、生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活の在り方等健康に必要な事項の教育をいう。

2) 「病態別」とは、肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成についての教育をいう。

3) 「薬」とは、薬の保管、適正な服用方法等に関する留意事項、薬の作用・副作用の発現に関する知識の教育をいう。

4 健康相談

令和5年度に市区町村が実施した健康相談の被指導延人員は766,820人であり、そのうち重点健康相談は265,510人となっている。

重点健康相談を内容別にみると、「病態別」が77,482人と最も多くなっている。(表6)

表6 健康相談の年次推移

(単位:人)

		被指導延人員				
		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
総	数	1 109 938	601 991	652 087	734 017	766 820
重点健康相談	総	402 721	194 112	207 009	245 595	265 510
	高血圧	63 210	34 597	37 077	43 161	45 835
	脂質異常症	20 441	12 839	13 031	13 429	13 555
	糖尿病	35 868	19 970	19 519	19 133	19 701
	歯周疾患	65 447	20 057	26 242	32 030	35 855
	骨粗鬆症	76 305	30 183	31 927	47 881	52 845
	女性の健康	18 916	12 547	13 010	16 149	20 237
	病態別 ¹⁾	122 534	63 919	66 203	73 812	77 482
総合健康相談	707 217	407 879	445 078	488 422	501 310	

注:1) 「病態別」とは、重点健康相談の「高血圧」から「女性の健康」を除く、肥満、心臓病等の病態別に、個人の食生活その他の生活習慣を勘案して行う相談指導等をいう。

5 訪問指導

令和5年度に市区町村が実施した訪問指導の被訪問指導実人員は118,622人となっており、訪問指導の対象者別にみると、「要指導者等」が75,591人と最も多くなっている（表7）。

表7 訪問指導の対象者別にみた被訪問指導実人員の年次推移

（単位：人）

	令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
総数	178 728	122 853	113 720	117 100	118 622
要指導者等 ¹⁾	108 128	72 570	71 647	75 645	75 591
個別健康教育対象者	2 433	1 571	1 709	1 912	2 030
閉じこもり予防 ²⁾	5 335	4 649	4 227	4 479	4 523
介護家族者	4 935	4 248	3 727	3 432	3 421
寝たきり者	1 794	1 508	1 481	1 779	1 958
認知症の者	3 659	3 311	3 541	2 879	2 870
その他	52 444	34 996	27 388	26 974	28 229

注：1)「要指導者等」とは、生活習慣病改善のための指導が必要な者をいう。

2)「閉じこもり予防」とは、介護予防の観点から支援が必要な者で、健康管理上訪問指導が必要と認められた者をいう。

6 がん検診

(1) がん検診の受診者数及び受診率

令和5年度に市区町村が実施したがん検診の受診率は、「胃がん」6.8%、「肺がん」5.9%、「大腸がん」6.8%、「子宮頸がん」15.8%、「乳がん」16.0%となっている（表8、統計表3）。

表8 がん検診受診者数及び受診率の年次推移

（単位：人）

		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
胃がん	受診者数	1 643 782	1 238 125	1 442 990	1 419 841	1 400 451
	受診率 ²⁾ (%)	7.8	7.0	6.5	6.9	6.8
肺がん	受診者数	3 469 659	2 767 645	3 038 779	2 999 743	2 931 531
	受診率 ²⁾ (%)	6.8	5.5	6.0	6.0	5.9
大腸がん	受診者数	3 962 860	3 312 944	3 528 729	3 462 736	3 384 659
	受診率 ²⁾ (%)	7.7	6.5	7.0	6.9	6.8
子宮頸がん ¹⁾	受診者数	3 548 256	3 205 650	3 459 578	3 360 455	3 380 140
	受診率 ²⁾ (%)	15.7	15.2	15.4	15.8	15.8
乳がん ¹⁾	受診者数	2 344 305	1 947 967	2 209 074	2 128 252	2 133 639
	受診率 ²⁾ (%)	17.0	15.6	15.4	16.2	16.0

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。「受診者数」及び「受診率」については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1)「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

2)受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。

(2) がん検診受診率の状況

令和5年度の市区町村のがん検診受診率の状況をみると、がん検診受診率が「0～10%未満」と低い市区町村数は、「肺がん」1,047が最も多く、次いで「胃がん」が1,024となっている(表9)。

表9 市区町村におけるがん検診受診率の状況

令和5(2023)年度

	全国 ¹⁾ 市区町村数	がん検診受診率別市区町村数					
		0～10%未満	10～20%未満	20～30%未満	30～40%未満	40～50%未満	50%以上
胃がん	1 737	1 024	592	87	9	3	1
肺がん	1 737	1 047	575	96	10	3	2
大腸がん	1 737	985	647	86	9	4	1
子宮頸がん ²⁾	1 737	160	950	508	89	13	5
乳がん ²⁾	1 737	69	789	610	193	54	11

注：「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。「受診率」については、「IV 用語の解説」28頁「がん検診受診率」参照。

1) 「全国市区町村数」にはがん検診受診率が不詳の市区町村を含む。

なお、「全国市区町村数」のうち、高知県安芸郡奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村については、中芸広域連合として数えたものである。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

(3) 令和4年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

令和4年度に市区町村が実施したがん検診における要精密検査者のうち、がんであった者数のがん検診受診者数に対する割合は、「胃がん」0.10%、「肺がん」0.03%、「大腸がん」0.15%、「子宮頸がん」0.02%、「乳がん」0.33%となっている(表10)。

表10 令和4年度がん検診受診者における要精密検査の受診状況

(単位:人)

令和4(2022)年度

	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ¹⁾	乳がん ¹⁾
がん検診受診者数 ²⁾	1 419 829	3 002 787	3 457 381	3 359 476	2 126 527
要精密検査者数 ²⁾	75 768	45 529	177 574	76 686	130 402
精密検査受診率 ³⁾ (%)	85.2	82.4	70.4	77.9	89.5
がん検診受診者数に対する割合 (%)	5.34	1.52	5.14	2.28	6.13
がんであった者数 ²⁾	1 405	758	5 314	835	7 113
がん検診受診者数に対する割合 (%)	0.10	0.03	0.15	0.02	0.33
要精密検査者数に対する割合 (%)	1.85	1.66	2.99	1.09	5.45
精密検査未受診者数 ²⁾	4 190	2 619	23 009	4 766	3 721
精密検査未受診率 ³⁾ (%)	5.5	5.8	13.0	6.2	2.9
精密検査未把握者数 ²⁾	7 077	5 435	29 620	12 166	9 910
精密検査未把握率 ³⁾ (%)	9.3	11.8	16.7	15.9	7.6

注：「がん対策推進基本計画」(平成24年6月8日閣議決定)及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成20年3月31日健康局長通知別添)に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳(「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳)までとした。

1) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

2) がん検診受診者数については令和4年度受診者を令和5年度報告で改めて把握したものである。また、令和5年度に精密検査を受診し、結果が判明した者についても含めている。

3) 率の算出に当たっては、「精密検査未受診者数」及び「精密検査未把握者数」の計数が不詳の市区町村を除いた値である。「精密検査受診率」、「精密検査未受診率」及び「精密検査未把握率」については、「IV 用語の解説」28頁参照。

7 肝炎ウイルス検診

令和5年度に市区町村が実施した肝炎ウイルス検診の受診者数は、「B型肝炎ウイルス検診」539,837人、「C型肝炎ウイルス検診」539,125人となっている。

B型肝炎ウイルス検診において「陽性」と判定された者は2,764人、C型肝炎ウイルス検診において「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者は846人となっている。(表11)

令和5年度に市町村が実施した肝炎ウイルスに関する健康教育の開催回数は468回、参加延人員は5,642人、健康相談の開催回数は1,368回、参加延人員は5,224人となっている(表12)。

表11 肝炎ウイルス検診の実施状況

(単位:人) 令和5(2023)年度

	B型肝炎ウイルス検診		C型肝炎ウイルス検診	
	受診者数	「陽性」と判定された者	受診者数	「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者
総数	539 837	2 764	539 125	846
40歳	65 036	126	65 125	26
41～44歳	44 390	124	44 358	26
45～49歳	46 146	200	46 149	36
50～54歳	52 671	186	52 705	54
55～59歳	48 025	236	48 031	59
60～64歳	61 296	298	61 242	97
65～69歳	82 299	499	82 001	141
70～74歳	71 318	570	70 971	138
75～79歳	39 956	325	39 889	101
80歳以上	28 700	200	28 654	168

表12 肝炎ウイルスに関する健康教育・健康相談の実施状況の年次推移

		令和元年度 (2019)	2年度 ('20)	3年度 ('21)	4年度 ('22)	5年度 ('23)
健康教育	開催回数 (回)	727	337	361	504	468
	参加延人員(人)	17 340	5 797	5 180	5 743	5 642
健康相談	開催回数 (回)	1 784	1 387	1 307	1 448	1 368
	参加延人員(人)	9 133	6 330	4 847	5 613	5 224

Ⅲ 統 計 表

- 統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況
- 統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数
- 統計表 3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみた
がん検診の実施状況

統計表 1 都道府県別にみた妊娠届出の妊娠週（月）数別の状況

(単位:人)

令和5(2023)年度

	総 数	満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週～分娩まで	分娩後	不詳
		(第3月以内)	(第4～5月)	(第6～7月)	(第8月～分娩まで)		
全 国	750 992	709 740	31 514	4 694	2 599	1 594	851
北 海 道	23 971	22 663	926	187	125	47	23
青 森	5 324	4 919	324	49	26	6	-
岩 手	5 122	4 826	211	37	40	8	-
宮 城	11 952	11 143	679	69	43	16	2
秋 田	3 404	3 226	138	23	9	6	2
山 形	4 787	4 344	404	18	9	12	-
福 島	8 650	7 985	518	95	41	5	6
茨 城	15 767	14 868	658	132	66	40	3
栃 木	10 303	9 858	324	80	36	5	-
群 馬	10 415	9 726	547	75	53	13	1
埼 玉	44 430	41 995	1 755	254	128	204	94
千 葉	37 858	35 890	1 446	253	164	98	7
東 京	96 149	91 468	3 185	584	319	270	323
神 奈 川	57 956	55 295	1 819	317	172	255	98
新 潟	10 474	10 009	351	51	37	26	-
富 山	5 371	5 131	193	32	12	3	-
石 川	6 383	6 164	175	26	15	3	-
福 井	4 634	4 411	187	16	10	2	8
山 梨	4 519	4 228	248	25	12	5	1
長 野	11 074	10 572	400	60	33	5	4
岐 阜	10 805	10 199	482	79	37	7	1
静 岡	19 324	17 942	1 130	129	81	22	20
愛 知	51 192	48 668	1 826	310	133	254	1
三 重	9 969	9 301	525	70	25	6	42
滋 賀	9 647	9 295	284	39	18	4	7
京 都	14 145	13 461	432	128	105	5	14
大 阪	59 121	56 695	1 762	330	192	51	91
兵 庫	33 194	31 712	1 185	161	86	46	4
奈 良	7 006	6 699	218	44	30	7	8
和 歌 山	4 699	4 544	109	24	16	6	-
鳥 取	3 181	2 900	252	20	7	2	-
島 根	3 766	3 396	332	19	9	1	9
岡 山	11 780	11 290	377	58	28	12	15
広 島	16 874	16 103	621	85	48	12	-
山 口	7 026	6 737	236	27	14	5	7
徳 島	3 777	3 610	117	25	19	-	6
香 川	5 315	4 970	297	30	16	2	-
愛 媛	6 741	6 188	485	34	25	9	-
高 知	3 222	3 039	147	18	7	4	7
福 岡	34 133	31 328	2 427	225	110	31	12
佐 賀	4 976	4 477	454	26	15	4	-
長 崎	7 268	6 835	363	39	17	8	6
熊 本	11 025	10 443	430	96	43	13	-
大 分	6 254	5 855	334	34	27	4	-
宮 崎	6 201	5 743	374	43	30	9	2
鹿 児 島	9 382	8 692	568	63	48	7	4
沖 縄	12 426	10 897	1 259	155	63	34	18

統計表 2 都道府県別にみた常勤保健師数

令和5(2023)年度末現在

	常勤保健師数(人)			常勤保健師数(人口10万対)			人口(人) ¹⁾		
	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外	総数	政令市・特別区	政令市・特別区以外
全 国	29 005	9 119	19 886	23.2	14.9	31.2	124 885 175	61 080 862	63 804 313
北 海 道	1 631	325	1 306	32.0	12.4	52.9	5 093 983	2 624 089	2 469 894
青 森	435	92	343	36.1	18.9	47.6	1 205 578	485 702	719 876
岩 手	435	48	387	37.1	17.1	43.4	1 172 349	280 286	892 063
宮 城	655	186	469	29.2	17.4	39.9	2 242 389	1 066 362	1 176 027
秋 田	343	53	290	37.1	17.8	46.2	924 620	297 316	627 304
山 形	370	39	331	36.0	16.4	41.9	1 027 509	238 293	789 216
福 島	666	203	463	37.1	22.8	51.1	1 795 219	889 793	905 426
茨 城	616	32	584	21.5	11.9	22.5	2 865 690	268 843	2 596 847
栃 木	485	89	396	25.3	17.3	28.3	1 916 787	515 831	1 400 956
群 馬	499	135	364	26.0	19.3	29.8	1 919 232	697 721	1 221 511
埼 玉	1 204	362	842	16.3	13.7	17.8	7 378 639	2 647 106	4 731 533
千 葉	1 135	270	865	18.0	13.1	20.4	6 310 158	2 062 759	4 247 399
東 京	1 865	1 347	518	13.4	12.7	15.8	13 911 902	10 634 096	3 277 806
神 奈 川	1 254	842	412	13.6	11.9	19.3	9 208 688	7 076 411	2 132 277
新 潟	676	146	530	31.6	19.0	38.7	2 137 672	767 565	1 370 107
富 山	316	91	225	31.0	22.4	36.7	1 019 004	406 483	612 521
石 川	305	72	233	27.5	16.2	35.1	1 109 226	444 996	664 230
福 井	208	37	171	27.6	14.5	34.4	752 390	255 949	496 441
山 梨	304	45	259	37.7	24.3	41.7	806 369	184 827	621 542
長 野	781	131	650	38.5	21.8	45.5	2 028 135	601 047	1 427 088
岐 阜	559	76	483	28.4	19.0	30.8	1 967 862	400 937	1 566 925
静 岡	809	268	541	22.4	18.3	25.3	3 606 469	1 466 721	2 139 748
愛 知	1 320	491	829	17.6	12.8	22.7	7 500 882	3 845 225	3 655 657
三 重	415	42	373	23.6	13.6	25.7	1 757 527	307 825	1 449 702
滋 賀	377	54	323	26.7	15.7	30.3	1 410 534	343 916	1 066 618
京 都	679	296	383	27.3	21.5	34.5	2 488 075	1 379 529	1 108 546
大 阪	1 484	853	631	16.9	14.1	23.3	8 775 708	6 070 419	2 705 289
兵 庫	1 156	562	594	21.3	17.2	27.6	5 426 863	3 273 709	2 153 154
奈 良	355	48	307	27.0	13.7	31.8	1 315 207	349 385	965 822
和 歌 山	371	56	315	40.6	15.7	56.6	913 297	356 472	556 825
鳥 取	224	54	170	41.5	29.8	47.4	540 207	181 203	359 004
島 根	324	57	267	49.8	29.1	58.7	650 624	196 021	454 603
岡 山	599	243	356	32.4	20.7	52.6	1 851 125	1 174 585	676 540
広 島	639	292	347	23.2	15.8	38.2	2 750 540	1 842 314	908 226
山 口	387	47	340	29.5	19.0	32.0	1 310 109	247 000	1 063 109
徳 島	271	・	271	38.2	・	38.2	710 012	・	710 012
香 川	281	78	203	29.6	18.6	38.4	948 585	419 739	528 846
愛 媛	398	70	328	30.3	14.0	40.4	1 312 298	500 231	812 067
高 知	308	45	263	45.6	14.2	73.2	675 623	316 410	359 213
福 岡	1 061	402	659	20.8	14.3	28.9	5 095 379	2 816 677	2 278 702
佐 賀	273	・	273	34.1	・	34.1	801 051	・	801 051
長 崎	378	120	258	29.3	19.0	39.3	1 289 994	632 749	657 245
熊 本	517	116	401	29.9	15.9	40.2	1 728 098	731 722	996 376
大 分	381	82	299	34.2	17.3	46.9	1 112 827	474 665	638 162
宮 崎	339	66	273	32.0	16.6	41.3	1 058 710	397 406	661 304
鹿 児 島	516	99	417	32.7	16.6	42.5	1 576 361	595 042	981 319
沖 縄	401	57	344	27.0	18.1	29.4	1 485 669	315 485	1 170 184

注：1)人口は、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(令和6年1月1日現在)」である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-1）

令和5(2023)年度

		受診者数(人)					受診率(%) ¹⁾				
		胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾
全	国	1 400 451	2 931 531	3 384 659	3 380 140	2 133 639	6.8	5.9	6.8	15.8	16.0
北海道	青森	43 498	87 516	101 356	141 791	81 275	4.9	4.2	4.9	17.4	14.5
	岩手	30 251	43 184	57 021	34 375	25 406	12.6	8.6	11.3	18.3	19.5
	宮城	26 430	49 019	50 439	33 431	28 096	11.3	10.3	10.6	17.8	23.3
	秋田	48 878	89 256	99 371	95 457	54 895	11.4	9.8	11.0	21.1	24.7
	山形	15 337	24 406	35 025	18 237	15 434	8.1	6.3	9.1	12.5	14.9
	福島	29 284	58 975	56 254	32 405	25 463	14.1	14.4	13.7	17.6	21.5
	茨城	38 841	75 874	70 618	45 893	33 940	12.2	10.3	9.6	16.8	18.7
	栃木	24 623	83 365	76 892	81 582	46 057	5.0	7.3	6.7	14.0	15.8
	群馬	34 908	72 479	77 810	63 190	52 798	9.6	9.3	10.0	17.9	20.5
	埼玉	31 801	59 673	59 786	62 983	36 634	9.8	7.8	7.8	18.1	18.3
	千葉	87 752	167 054	195 807	185 844	110 415	7.0	5.6	6.6	14.4	14.3
	東京都	64 304	183 422	183 032	199 946	142 265	6.0	7.2	7.2	17.4	19.5
	神奈川県	141 940	265 699	424 880	357 346	235 140	6.9	4.6	7.5	14.6	16.4
	新潟	70 036	159 017	179 948	236 289	111 661	5.0	4.2	4.8	15.3	11.7
	富山	36 889	64 457	74 560	46 010	40 931	9.5	7.5	8.7	14.4	18.6
	石川	13 862	26 892	24 860	22 667	16 239	8.5	6.7	6.2	13.9	14.0
	福井	20 052	30 916	31 769	30 540	21 675	10.4	7.1	7.2	15.9	17.3
	山梨	7 001	17 405	19 364	23 953	14 761	7.0	5.9	6.6	21.2	19.4
	長野	17 640	44 683	41 112	21 770	21 765	10.4	13.8	12.7	19.1	22.5
	岐阜	18 105	26 683	55 239	55 943	31 837	5.2	3.3	6.9	15.6	15.6
	静岡県	23 465	44 037	50 610	53 312	42 678	7.1	5.7	6.5	16.1	18.9
	愛知県	47 587	108 590	110 008	106 431	63 486	7.7	7.5	7.6	16.8	17.2
	三重	90 649	196 426	202 051	216 759	123 284	7.3	6.6	6.9	17.4	15.3
	滋賀	26 452	45 716	52 976	62 404	36 801	8.4	6.6	7.6	18.3	17.2
	京都	8 359	20 636	26 809	35 507	22 003	3.9	3.7	4.8	16.7	15.2
	大阪	9 932	24 199	39 153	47 310	21 519	4.9	2.5	4.0	11.6	19.2
	兵庫県	57 459	165 701	176 564	233 395	124 308	4.3	4.8	5.1	16.2	13.7
	奈良	33 077	88 784	123 500	102 162	80 230	3.7	4.1	5.7	11.3	14.1
	和歌山	10 851	16 484	32 445	26 408	20 473	4.8	3.1	6.2	13.2	14.6
	鳥取	14 927	30 869	31 141	27 789	18 042	10.5	8.5	8.6	19.2	17.7
	島根	17 319	19 975	22 257	23 451	11 317	17.2	9.5	10.5	22.0	21.5
	岡山	4 799	8 164	18 304	14 710	11 829	5.3	3.3	7.4	15.8	18.6
	広島	14 264	43 875	41 882	51 566	40 662	5.4	6.2	5.9	14.2	18.0
	山口	30 405	58 774	63 442	67 665	39 164	6.9	5.5	5.9	13.4	12.7
	徳島	9 135	19 180	22 462	33 307	17 868	4.8	3.8	4.5	16.9	13.7
	香川	5 858	10 139	12 530	17 578	9 442	4.8	3.6	4.4	16.4	12.5
	愛媛	12 751	25 221	31 930	26 944	21 669	7.8	6.8	8.6	18.4	22.0
	高松	16 605	30 232	35 382	26 002	22 497	6.8	5.8	6.8	12.3	15.2
	福岡	8 453	18 580	18 492	10 828	10 025	6.6	7.0	7.0	11.3	14.8
	佐賀	48 464	76 932	95 942	127 453	72 134	6.3	3.9	4.9	14.7	13.3
	長崎	8 427	19 529	21 101	28 735	15 862	6.4	6.3	6.8	21.2	17.1
	熊本	22 127	39 492	35 914	37 691	21 323	9.4	7.8	7.1	18.3	14.3
	大分	23 988	53 442	58 651	59 815	42 738	7.9	8.1	8.9	19.8	20.0
	宮崎	11 410	32 125	29 046	29 952	20 295	6.0	7.5	6.8	15.9	16.9
	鹿児島	7 915	17 145	30 851	30 454	15 969	4.9	4.2	7.5	17.6	14.2
	鹿儿岛	18 338	44 667	46 480	62 398	43 392	6.5	7.2	7.5	19.9	21.0
	沖縄	16 003	42 642	39 593	30 462	17 942	7.0	7.4	6.9	13.1	12.2

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-2）

令和5(2023)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾
指定都市・特別区（再掲）										
東京都 区部	114 292	217 192	298 011	273 720	171 947	8.1	5.5	7.6	15.7	17.3
札幌市	8 080	17 433	25 302	77 275	29 303	2.8	2.1	3.1	22.3	13.0
仙台市	13 403	24 071	29 136	26 361	20 250	8.0	5.6	6.8	15.0	18.8
さいたま市	31 922	42 569	40 613	35 869	17 763	13.3	7.9	7.5	15.4	13.9
千葉市	12 679	29 937	27 208	23 946	16 815	7.8	7.5	6.8	15.8	16.9
横浜市	17 750	42 835	65 196	95 590	38 979	3.7	2.8	4.3	16.5	10.3
川崎市	14 059	26 104	24 744	38 310	16 975	7.0	4.2	4.0	15.1	11.6
相模原市	10 124	16 659	16 929	24 302	11 126	7.8	5.6	5.7	16.3	15.5
新潟市	13 138	12 130	23 010	15 513	10 977	10.6	3.9	7.4	13.3	13.9
静岡市	3 225	14 747	17 873	13 712	7 985	4.3	5.4	6.6	13.8	10.9
浜松市	13 341	24 250	22 782	19 828	10 735	9.3	7.7	7.2	12.8	13.6
名古屋 市	26 773	55 743	66 301	90 799	45 931	6.8	6.1	7.3	24.8	19.6
京都 市	…	2 292	9 118	17 922	…	…	0.4	1.7	7.7	…
大阪 市	10 407	28 457	32 697	53 841	23 832	2.6	2.7	3.1	11.7	8.8
堺 市	5 110	14 657	16 604	23 955	12 421	4.7	4.6	5.2	17.8	14.4
神戸 市	8 364	13 590	40 505	24 917	20 802	3.7	2.2	6.7	10.7	13.7
岡山 市	4 752	17 372	14 945	15 079	10 737	5.2	6.4	5.5	10.8	14.7
広島 市	12 968	28 686	26 716	27 556	17 364	7.3	6.1	5.7	11.1	12.1
北九州 市	5 418	5 388	10 419	22 636	11 756	3.8	1.5	2.9	14.0	12.6
福岡 市	14 507	12 666	23 131	49 666	17 734	6.7	2.0	3.7	18.0	10.9
熊本 市	4 767	9 227	11 937	24 821	12 338	4.2	3.2	4.2	21.2	15.4
中核市（再掲）										
旭川市	2 327	4 057	6 180	9 399	6 014	4.2	3.1	4.7	19.6	17.7
函館市	1 276	4 310	4 099	4 926	2 963	3.0	4.3	4.1	13.3	11.5
青森市	3 425	4 691	8 759	4 570	3 774	6.9	4.1	7.7	10.9	12.6
八戸市	4 842	6 554	6 972	7 387	3 969	10.6	7.3	7.7	18.0	16.8
盛岡市	4 149	8 193	6 011	8 530	5 026	7.4	7.1	5.2	14.1	16.9
秋田市	1 969	2 152	5 757	5 301	3 236	3.4	1.7	4.7	11.2	10.2
山形市	5 184	9 531	9 227	3 605	3 279	11.3	10.0	9.7	10.3	13.5
郡山市	8 627	11 669	11 549	7 777	4 901	13.6	9.0	8.9	15.8	15.1
いわき市	3 904	8 547	7 926	5 464	3 879	8.4	6.8	6.3	12.3	12.4
福島市	7 160	10 460	10 435	5 975	4 809	14.9	9.7	9.7	14.5	17.2
水戸市	1 569	6 151	5 671	3 003	2 810	4.4	5.8	5.4	6.5	9.7
宇都宮市	9 076	15 711	16 131	18 178	6 286	9.9	7.5	7.7	17.9	12.0
前橋市	6 629	14 258	13 182	9 141	6 529	15.5	10.9	10.1	19.4	20.0
高崎市	2 966	9 016	8 476	13 560	5 422	5.2	6.1	5.8	17.9	14.8
川越市	3 017	1 314	7 957	4 110	4 298	5.4	0.9	5.6	7.8	12.7
越谷市	4 395	7 907	6 686	11 670	4 301	6.6	5.7	4.8	16.2	12.9
川口市	4 594	12 490	15 637	24 767	8 304	5.5	5.1	6.4	19.6	14.5
船橋市	3 786	23 719	22 732	20 397	13 824	4.5	9.1	8.7	20.4	22.1
柏市	2 292	5 125	6 848	9 598	10 896	4.5	3.0	4.0	13.2	20.6
八王子市	4 889	11 828	18 435	13 894	9 320	6.8	5.2	8.1	13.7	17.6
横須賀市	-	8 304	7 546	12 818	3 506	-	5.4	4.9	18.5	9.5
富山市	4 817	9 564	9 134	5 565	4 349	7.8	5.9	5.7	9.5	10.6
金沢市	9 850	13 260	11 557	8 075	7 263	12.0	7.5	6.5	11.3	15.3
福井市	1 785	4 573	5 823	9 042	5 289	5.4	4.6	5.8	23.8	20.8
甲府市	3 261	7 385	6 349	4 383	3 928	9.0	10.1	8.7	16.3	16.5

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

統計表3 都道府県—指定都市・特別区—中核市—その他政令市別にみたがん検診の実施状況（3-3）

令和5(2023)年度

	受診者数（人）					受診率（%） ¹⁾				
	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮頸がん ²⁾	乳がん ²⁾
長野市	1 317	2 352	5 558	9 757	2 389	2.1	1.6	3.8	13.0	6.5
松本市	1 069	4 356	5 825	8 853	4 377	2.6	4.7	6.2	18.7	18.1
岐阜市	1 836	3 930	5 061	10 843	4 319	3.1	2.5	3.2	16.4	11.6
豊橋市	2 683	9 626	8 872	6 346	3 701	5.5	6.5	6.0	11.4	9.9
豊田市	5 675	6 231	9 581	5 742	3 500	8.9	3.8	5.9	9.5	8.8
岡崎市	6 667	10 764	13 194	6 669	4 731	9.7	7.0	8.6	11.6	13.0
一宮市	4 079	15 109	10 373	11 536	4 355	6.1	9.9	6.8	14.3	11.4
大津市	1 214	7 673	7 871	10 503	4 931	2.4	5.5	5.7	20.4	12.9
高槻市	3 507	14 235	11 430	13 685	6 366	8.3	10.4	8.4	25.2	17.3
東大阪市	4 927	10 094	10 520	11 568	6 947	6.2	5.3	5.5	15.3	14.1
豊中市	3 026	5 979	9 401	10 246	5 329	5.6	3.7	5.8	17.6	12.4
枚方市	2 230	9 333	10 201	13 505	5 137	3.6	5.9	6.4	17.8	12.2
八尾市	2 594	5 572	6 877	8 728	5 323	6.0	5.4	6.7	21.7	19.5
寝屋川市	1 399	3 098	3 379	4 205	2 969	3.8	3.4	3.7	12.8	13.4
吹田市	1 715	7 711	8 381	9 953	6 937	3.5	5.2	5.7	16.5	17.9
姫路市	2 110	3 761	5 611	11 077	12 004	2.9	1.8	2.7	13.9	22.2
西宮市	2 185	3 458	5 052	6 708	5 845	2.7	1.7	2.5	8.1	10.6
尼崎市	1 540	4 538	6 702	4 081	3 752	2.6	2.5	3.7	5.9	8.8
明石市	-	3 005	5 088	5 017	3 360	-	2.5	4.3	10.5	11.3
奈良市	2 033	1 144	10 965	8 823	5 959	3.9	0.8	7.8	16.1	15.7
和歌山市	1 620	4 638	4 484	7 049	5 025	3.4	3.3	3.2	13.4	13.1
鳥取市	5 877	7 152	7 640	8 244	3 835	17.8	10.0	10.6	23.0	20.3
松江市	2 070	2 609	4 487	5 822	3 421	8.2	3.4	5.9	19.4	17.2
倉敷市	3 759	11 015	11 274	19 071	15 299	6.0	6.1	6.3	19.6	24.1
福山市	3 399	7 461	9 225	9 053	3 451	4.6	4.2	5.2	10.3	7.7
呉市	1 011	2 309	2 811	7 752	3 127	3.0	2.9	3.5	22.2	12.2
下関市	658	1 197	2 581	8 797	2 612	2.1	1.3	2.7	20.0	10.6
高松市	3 540	6 818	11 585	11 844	9 162	5.3	4.1	7.0	18.8	21.9
松山市	5 130	11 434	11 642	10 740	7 251	5.7	5.7	5.8	13.4	13.5
高知市	2 918	4 665	7 339	5 171	5 033	4.9	3.6	5.7	10.9	14.9
久米市	1 894	9 141	8 504	8 387	5 565	5.1	7.8	7.3	18.2	17.6
長崎市	4 832	7 473	5 816	9 208	4 102	5.9	4.7	3.7	15.3	9.4
佐世保市	4 858	7 738	7 228	8 937	4 674	11.9	8.7	8.1	22.1	15.8
大分市	2 571	10 210	9 216	9 335	7 114	3.7	5.4	4.9	13.6	15.2
宮崎市	2 663	7 886	11 119	15 640	5 646	4.5	5.0	7.0	21.7	13.5
鹿児島市	4 007	9 998	9 957	21 212	10 360	4.2	4.2	4.2	17.9	14.8
那覇市	3 722	7 487	8 225	4 625	2 322	6.4	5.9	6.5	9.7	7.4
その他政令市（再掲）										
小樽市	376	458	1 092	1 523	1 009	1.9	1.1	2.5	9.9	8.5
町田市	-	4 092	9 081	8 817	6 678	-	2.0	5.1	13.5	14.8
藤沢市	5 244	12 481	11 692	9 050	8 019	7.8	6.7	6.3	13.4	17.0
茅ヶ崎市	2 726	7 321	7 330	3 481	2 646	6.3	7.1	7.1	9.5	10.3
四日市市	4 530	6 381	7 895	10 543	5 751	8.7	5.2	6.4	18.2	17.8

注：「がん対策推進基本計画」（平成24年6月8日閣議決定）及び「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日健康局長通知別添）に基づき、がん検診の受診率の算定対象年齢を40歳から69歳（「胃がん」は50歳から69歳、「子宮頸がん」は20歳から69歳）までとした。

「受診者数」及び「受診率」の詳細については、「IV 用語の解説」27、28頁「がん検診」及び「がん検診受診率」参照。

1) 受診率は、対象者数等の計数が不詳の市区町村を除いた値である。なお、受診率が不詳の市区町村については、算出に用いる「当該年度の対象者数」、「当該年度の受診者数」、「前年度の受診者数」及び「2年連続の受診者数」のいずれかが不詳の場合である。

2) 「子宮頸がん」及び「乳がん」の対象者は女性である。

IV 用語の解説

地域保健編

「妊婦」

妊娠中の女性をいう。

「産婦」

分娩後1年以内の女性をいう。

「乳児」

満1歳未満の者をいう。

「幼児」

満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

「新生児」

生後28日未満の乳児をいう。

「未熟児」

身体の発育が未熟のまま出生した乳児であって、正常児が出生時に有する諸機能を得るに至るまでのものをいう。

「デイ・ケア」

医学的な管理のもとに行う、作業指導、レクリエーション活動、創作活動、生活指導等をいう。

「ひきこもり」

本報告では、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態にある7歳から49歳までの者をいう。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（DPT）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド（DT）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われ、第2期は、11歳に達した時から12歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「不活化ポリオワクチン（IPV）」

初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（DPT-IPV）」

第1期の初回接種は、生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間を標準的な接種期間として20日以上、標準的には20日から56日までの間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的には12月から18月までの間隔をおいて1回行われる。

「日本脳炎ワクチン」

第1期の初回接種は、3歳に達した時から4歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に、4歳に達した時から5歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

第2期は、9歳に達した時から10歳に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

平成17年5月30日から平成22年3月31日までの積極的な勧奨の差し控えにより第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者については特例対象者として予防接種が行われている。

令和5年度に18歳となる者（平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者）については、第2期の接種が十分に行われていないことから、令和5年度に積極的な勧奨が行われた。

「ヒブワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、初回接種は27日以上、標準的には27日から56日までの間隔において3回、追加接種については初回接種終了後7月以上、標準的には7月から13月までの間隔において1回行われる。

「小児用肺炎球菌ワクチン」

標準的には、初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者について、生後12月までに27日以上の間隔において3回、追加接種については生後12月から生後15月に至るまでの間を標準的な接種期間として、初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であって、生後12月に至った日以降において1回行われる。

「ヒトパピローマウイルス（HPV）ワクチン」（女性のみ対象）

（令和2年度報告より「子宮頸がん予防ワクチン」から名称変更した。）

組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、1月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、標準的な接種方法として、2月の間隔において2回行った後、1回目の接種から6月の間隔において1回行われる。

組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第1回目の接種時に12歳となる日の属する年度の初日から15歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行われる。

ア 標準的な接種方法として、6月の間隔において2回行う。

イ 標準的な接種方法として、2月の間隔において2回行った後、1回目の注射から6月の間隔において1回行う。

平成25年6月から積極的な勧奨が一時的に差し控えられていたが、令和3年11月に積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当とされ、基本的に令和4年4月から個別の勧奨を順次行うこととなった。なお、令和2年10月から接種対象者等へのHPVワクチンに関する情報提供資料の個別送付が開始された。

「水痘ワクチン」

生後12月から生後36月に至るまでの間にある者に対し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を1回目の接種の標準的な接種期間として、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔において2回行われる。

「B型肝炎ワクチン」

生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間を標準的な接種期間として、27日以上の間隔において2回、第1回目の注射から139日以上の間隔において1回行われる。

「ロタウイルスワクチン」

経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔において2回、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを使用する場合は27日以上の間隔において3回、初回接種につい

ては、生後2月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間として行われる。

なお、令和2年10月から定期接種化された。

「麻しん・風しんワクチン」

第1期は、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者に対し1回、第2期は5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの（小学校就学前の1年間にある者）に対して1回行われる。

「BCGワクチン」

生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間を標準的な接種期間として1回行われる。

「インフルエンザワクチン」

65歳以上の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

「成人用肺炎球菌ワクチン」

65歳の者及び60歳以上65歳未満の者に1回行われる。60歳以上65歳未満の者については、心臓、じん臓又は呼吸器の機能等に障害を有する者を対象とする。

なお、令和6年3月31日までの間は、「65歳の者」の対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者が定期接種の対象となる。また、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間は、平成31年3月31日において100歳以上の者も定期接種の対象となる。

健康増進編

平成20年度の老人保健法の改正により、これまで市区町村が担ってきた老人保健事業のうち、医療保険者に義務づけられない事業は、市区町村が健康増進法に基づき実施することとなった。

健康増進事業の対象者は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者（職域等においてこれらの事業に相当する事業の対象となる場合を除く。）をいう。

なお、介護保険法の改正に伴う地域支援事業の創設（平成18年4月1日施行）により、65歳以上の「健康教育」、「健康相談」、「訪問指導」、「介護家族健康教育」及び「介護家族健康相談」は、地域支援事業で実施のため、平成18年度より対象者を変更した。

「健康診査」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳以上74歳以下の特定健康診査非対象者及び75歳以上の生活保護世帯に属する者等を対象として行う生活習慣病予防に着目した健康診査をいう。

「歯周疾患検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象として行う問診及び歯周組織検査をいう。

「骨粗鬆症検診」

当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象として行う問診及び骨量測定をいう。

「健康教育」

健康教育は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発するために行われる指導及び教育をいう。

「健康相談」

健康相談は、当該市区町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、相談に応じて行われる指導及び助言をいう。

「重点健康相談」

当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、心身の健康に関し、重点課題とされる「高血圧」、「脂質異常症」、「糖尿病」、「歯周疾患」、「骨粗鬆症」、「女性の健康」及び「病態別」のうち、市区町村が地域の実情等を勘案し、課題を選定し医師、歯科医師、保健師等を担当者として行う、健康に関する指導及び助言をいう。

「総合健康相談」

対象者の心身の健康に関する一般的事項について、総合的な指導・助言を行うことを主たる目的とする相談をいう。

「訪問指導」

訪問指導は、当該市区町村の区域内に居住地を有する 40 歳から 64 歳までの者を対象とした、その心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の保健指導が必要であると認められる者について、保健師その他の者を訪問させて行われる指導をいう。

「がん検診」

がん検診は、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針(健発第 0331058 号平成 20 年 3 月 31 日健康局長通知別添)」(以下「指針」という。)に基づき実施されている。

平成 28 年 2 月に「指針」の改正が行われ、胃がん検診及び乳がん検診について、検診方法、受診対象、受診間隔等に変更があった。

健康増進法に基づくがん検診の対象年齢は、上限の年齢制限を設けず、ある一定年齢以上の者としているが、受診率の算定にあたっては、「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)及び「指針」に基づき、40～69 歳(胃がん検診は平成 28 年度以降 50 歳～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳)を対象として算出している。

・胃がん検診

受診対象 50 歳以上の男女

(ただし、胃部エックス線検査は 40 歳以上の者を対象としても差し支えない。)

受診間隔 平成 28 年度以降 2 年に 1 度

(ただし、胃部エックス線検査は年 1 回実施しても差し支えない。)

問診及び胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「50 歳以上 69 歳までの胃部エックス線検査又は胃内視鏡検査受診者」

・肺がん検診

受診対象 40 歳以上の男女(喀痰細胞診は 50 歳以上)

問診、胸部エックス線検査及び喀痰細胞診

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 20 年度以降 「胸部エックス線検査受診者」

・大腸がん検診

受診対象 40 歳以上の男女

問診及び便潜血検査

・子宮頸がん検診(平成 24 年度までは「子宮がん検診」として報告されている。)

受診対象 平成 16 年度以降 20 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 17 年度以降 「頸部細胞診受診者」

・乳がん検診

受診対象 平成 16 年度以降 40 歳以上の女

受診間隔 平成 16 年度以降 2 年に 1 度

問診及び乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

なお、受診率算出のための受診者数は次のとおりである。

平成 28 年度以降 「マンモグラフィ受診者」

「がん検診受診率」 （令和 5 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

- ・肺がん及び大腸がん

受診率＝（受診者数／対象者数）×100

- ・胃がん、子宮頸がん及び乳がん（平成 18 年度「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の改正に伴い、平成 17 年度から受診率の算出方法を変更している。）

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2 年連続の受診者数）／（当該年度の
対象者数）×100

「精密検査受診率」 （令和 4 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査受診率＝（要精密検査者数－精密検査未受診者数－精密検査未把握者数）／要精密検査
者数×100

「精密検査未受診率」 （令和 4 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未受診率＝精密検査未受診者数／要精密検査者数×100

「精密検査未把握率」 （令和 4 年度）

※40～69 歳（胃がんは 50～69 歳、子宮頸がんは 20～69 歳）を対象として算定

精密検査未把握率＝精密検査未把握者数／要精密検査者数×100

「肝炎ウイルス検診」

肝炎ウイルス検診は、当該市区町村の区域内に居住地を有する当該年度に満 40 歳となる者及び満 41 歳以上となる者であって、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない希望者を対象とした B 型肝炎ウイルス検査及び C 型肝炎ウイルス検査をいう。